

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」フォローアップ結果(令和2年度)

※令和3年3月末時点の状況を取りまとめたもの。

| 項目 | 施策内容 | 実施状況(令和2年度) | 令和2年度 予算額(千円) | 令和3年度 予算額(千円) | 令和3年度からの 新規・拡充 | 担当 |
|--|---|---|--|--|-------------------|----|
| はじめに | | | | | | |
| 第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針 | | | | | | |
| 第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 | | | | | | |
| 1. 学校等における教育・啓発等の推進 | | | | | | |
| (1) 児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育等の推進 | | | | | | |
| | (a) ○学校における情報モラル教育の推進 新学習指導要領においても従前に引き続き重視している情報モラル教育を一層推進するため、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化、最新のトラブル被害の状況等を踏まえた指導資料を活用しつつ、各地域で情報教育の中核的な役割を担う指導主事等を対象とした研修を、国が作成した情報モラル教育の指導の参考となる資料を活用しつつ実施するなど、教員の指導力の向上に取り組む。 【指標: 教員のICT活用指導力(情報モラルなどを指導する能力)】 | ・小学校学習指導要領の全面实施。 ・独立行政法人教職員支援機構において指導主事等を対象に研修を開催し、情報モラル教育に関する講義・演習を含む研修を実施。 ・スマートフォン・SNSの利用を通じたトラブル等、新たな課題に対応し適切な指導を行うための教員向けの手引書の内容を充実。 ・教員等を対象とした情報モラル教育指導者セミナーを実施。 【指標: 教員のICT活用指導力(情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力)】 ・「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合・・・81.8% (出典:「令和元年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」) | (情報モラル教育推進事業) 37,399千円の内数 | (情報モラル教育推進事業) 54,999千円の内数 | 拡充(情報モラル教育推進事業) | 文科 |
| (2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進 | | | | | | |
| | (a) ○メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を開発し普及を図る。すでに小学校5、6年生を主な対象とする教材は開発し公開中 (http://www.soumu.go.jp/ict-media/) 【指標: アクセス数など利用状況がわかるもの】 | 「伸ばそうICTメディアリテラシー」において、年齢・使用者ごとのコンテンツを掲載し、情報提供を行っている。令和2年度平均月間トップページアクセス数(ページビュー): 589回/月 | | | | 総務 |
| | (b) ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムなどを開催する。 【指標: アンケートによる理解度】 ○情報モラル教育推進事業 児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け啓発資料を作成・配布する。 【指標: ホームページアクセス数】 | ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 ○ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる有用度・理解度は全会場で90%以上となった。 【R2:3か所で実施】栃木県(オンライン開催: 視聴回数2,584回)、岡山県(75名)及び神奈川県(オンライン開催: 視聴回数887回) ・令和3年1月、警察庁と文部科学省が共同して被害者に遭う実際の事例や手口を紹介し、注意喚起を行うためのリーフレット「守りたい大切な自分大切な誰か～ネットの落とし穴に踏み込まないで～」を作成し、文部科学省のホームページに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等に周知した。 ・児童生徒向け啓発資料を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布・公表。 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 37,625千円の内数 (情報モラル教育推進事業) 37,399千円の内数 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数 (情報モラル教育推進事業) 54,999千円の内数 | 拡充(情報モラル教育推進事業) | 文科 |
| | (c) ○青少年を取り巻く有害情報対策の推進 青少年や保護者等に対し、インターネットの適切な利用に関する意識向上及び普及啓発のための活動に取り組む。 | ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等について啓発資料を作成し、青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした指導力向上セミナー等で利用。 | | | | 経産 |
| | (d) ○インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。 | ・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組みを強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用DVDの作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進。 ・令和2年2月から3月にかけてのサイバーセキュリティ月間において、全国各地で広報啓発活動を重点的に推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和2年度に作成したインターネットに起因した犯罪被害防止のためのリーフレットを掲載した。 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | | 警察 |

| | | | | | |
|--|---|---|-----------------------|--|------------------------|
| <p>(e) ○e-ネットキャラバンの実施 ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標:実施件数、受講人数】 ○低年齢層の子供向け教材開発・セミナー開催 低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上を図る等のため、教材開発・セミナー開催等を実施する。</p> | <p>・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ(小学5年→3年)及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標:実施件数、受講人数】 平成30年度実施件数:2,529件、受講人数:約46万人 令和元年度実施件数:2,660件、受講人数:約52万人 令和2年度実施件数:1,208件、受講人数:約14万人 ・低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画について、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的とした総務省の新たなウェブサイト「上手にネットと付き合おう!～安心・安全なインターネット利用ガイド～」に掲載した。</p> | <p>(e-ネットキャラバンの実施) 8,829千円の内数 (低年齢層の子供向け教材開発・セミナー開催) 15,012千円の内数</p> | <p>481,545千円の内数</p> | | <p>総務 文科</p> |
| <p>(f) ○警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国のNPO等と連携して実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標:実施回数、受講人数】</p> | <p>・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。</p> | <p>1,999,955千円の内数</p> | <p>1,925,508千円の内数</p> | | <p>経産</p> |
| <p>(g) ○学校における携帯電話の取り扱いについて、小中学校への原則持込禁止、高等学校の校内での使用制限等の指針を示した通知(平成21年1月30日付け)の周知に努める。</p> | <p>・「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」において、左記の通知の見直しに係る検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、学校における携帯電話の取扱い等について、各都道府県教育委員会等へ通知(令和2年7月31日付け)を发出了。新たに发出了通知の内容については、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした「生徒指導担当者連絡会議」(令和2年度第2回)等において周知した。 ・平成31年1月25日、総務省・文部科学省・経済産業省連名による事務連絡「インターネットの安全利用に関する研修の実施について」を教育委員会等に対して發出し、生徒指導、教育相談、情報モラル教育等の関係教職員に対する研修等の充実を図るための取組を促した。</p> | | | | <p>文科</p> |
| <p>(h) ○低年齢層の子供の保護者向け啓発資料の作成・配布 低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、ホームページにおける公開、自治体等を通じた保育園や認定こども園、子育て支援事業所等への配布、教育委員会等を通じた周知による幼稚園や家庭教育支援事業での活用等により、保護者への啓発を行う。【指標:配布先(webでの配信を含む)】</p> | <p>・内閣府では、令和3年1月、保護者向け啓発資料「ネット・スマホのある時代の子育て 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント(児童・生徒編)」を作成。 【配布先】 内閣府のホームページに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等 ・厚生労働省では、上記、低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を自治体及び関係団体を通じて、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健関係施設、児童館等の子育て支援関係施設に周知し、保護者への啓発を行った。</p> | <p>2,961千円の内数(府)</p> | <p>2,326千円の内数(府)</p> | | <p>府 文科 厚労</p> |

| | | | | | |
|---|---|--|---|----------|--|
| (3)「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進 | | | | | |
| (a) ○「ネット上のいじめ」に対する取組について いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした「生徒指導担当者連絡会議」や、教育委員会等の生徒指導担当者及び教職員を対象とした「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」等で周知を図る。 いじめ問題に関する児童生徒の主体的な活動を推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催する。 都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行う。 都道府県等における、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に対応するためのSNS等を活用した相談体制の構築に関する取組への支援を図る。 | ・いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を対象とした「生徒指導担当者連絡会議」(令和2年度は2回開催)や、教育委員会等の生徒指導担当者及び教職員を対象とした「いじめの防止等のための普及啓発協議会」(令和2年度は全国2会場で開催)等で周知した。 ・いじめ問題に関する児童生徒の主体的な活動を推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した(令和2年度は1回開催)。 ・いじめの問題等に対して適切に対応できるよう、外部人材を活用した教育相談や関係機関との連携強化等により早期発見・早期対応を図るという観点から、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、スクールカウンセラー等の配置拡充を行っている。配置人数の実績は、 平成21年度:6,140人 22年度:6,227人 23年度:6,376人 24年度:6,263人 25年度:7,065人 26年度:7,344人 27年度:7,542人 28年度:7,747人 29年度:8,019人 30年度:8,291人、令和元年度9,210人 ・令和2年度においても、「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を引き続き行っている。 ・令和2年度においても、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、都道府県等における、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に対応するためのSNS等を活用した相談体制の構築に関する取組への支援を引き続き行っている。 | ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援 (1/3補助事業) 1,727千円の内数 ・学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置拡充(1/3補助事業) 4,865,637千円 ・いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に対応するため、SNS等を活用した相談体制の構築への支援(定額補助事業)や相談体制の在り方に関する調査研究を実施(委託事業) 209,974千円 | ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援 (1/3補助事業) 1,727千円の内数 ・学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置拡充(1/3補助事業)やSNS等を活用した相談体制の整備への支援(1/3補助事業) 5,278,160千円 ・SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究(委託事業) 9,974千円 | 文科 | |
| 2. 社会における教育・啓発の推進 | | | | | |
| (1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援 | | | | | |
| (a) ○インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。 | ・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組みを強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用DVDの作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進。 ・令和2年2月から3月にかけてのサイバーセキュリティ月間において、全国各地で広報啓発活動を重点的に推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和2年度に作成したインターネットに起因した犯罪被害防止のためのリーフレットを掲載した。 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | 警察 | |
| (b)(再掲) ○e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標:実施件数、受講人数】 | ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ(小学5年→3年)及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標:実施件数、受講人数】 平成30年度実施件数:2,529件、受講人数:約46万人 令和元年度実施件数:2,660件、受講人数:約52万人 令和2年度実施件数:1,208件、受講人数:約14万人 | 8,829千円の内数 | 481,545千円の内数 | 総務 文科 | |
| (c)(再掲) ○全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標:実施回数、受講人数】 | ・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。 | 1,999,955千円の内数 | 1,925,508千円の内数 | 経産 | |

| | | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|----|
| <p>(d) ○スマートフォンが青少年にも普及・浸透する中、安心・安全な利用のために青少年や保護者が把握しておくべき情報の共有を促進するため、地域における関係者(自治体、学校関係者、事業者等)の連携体制を整備するとともに、関係機関等とも連携し、青少年のリテラシー向上に取り組む。 【指標:開催地域、開催回数】</p> | <p>・高校生におけるスマートフォンの普及が目覚ましい状況を踏まえ、各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備に向けて総合通信局等が中心的役割となり推進しており、PTA、自治体等の地域の関係者との連携体制を構築し草の根レベルでの周知啓発活動(研修会・セミナー)を開催している。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ(小学5年→3年)及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標:e-ネットキャラバンの実施件数】 平成30年度:2,529件 令和元年度:2,660件 令和2年度:1,208件</p> | 8,829千円の内数 | 481,545千円の内数 | | 総務 |
| <p>(e) ○平成21年に産学、地域を含む様々な関係者により設立された一般社団法人安心ネットづくり促進協議会による青少年のインターネット環境整備のための調査研究活動、啓発活動等を支援する。</p> | <p>・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会が行う啓発活動への支援を行った。例えば、ICT活用のあり方等について、高校生が自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表するイベントである「高校生ICTカンファレンス」に関しては、総合通信局等において管内の開催を支援するとともに、総務省本省での最終報告会(令和2年12月10日)の開催等を行い、その運営を全面的に支援した。 ・また、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」に出席するなど、同協議会での青少年のインターネット利用環境整備に係る議論に寄与した。</p> | | | | 総務 |
| <p>(f) ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムなどを開催する。 【指標:アンケートによる理解度】</p> | <p>・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 ○ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる有用度・理解度は全会場で90%以上となった。 【R2:3か所で実施】栃木県(オンライン開催:視聴回数2,584回)、岡山県(75名)及び神奈川県(オンライン開催:視聴回数887回)</p> | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進) 37,625千円の内数 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数 | | 文科 |
| <p>(g)(再掲) ○メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を開発し普及を図る。 すでに小学校5、6年生を主な対象とする教材は開発し公開中 (http://www.soumu.go.jp/ict-media/) 【指標:アクセス数など利用状況がわかるもの】</p> | <p>「伸ばそうICTメディアリテラシー」において、年齢・使用者ごとのコンテンツを掲載し、情報提供を行っている。令和2年度平均月間トップページアクセス数(ページビュー): 589回/月</p> | | | | 総務 |
| <p>(h)(再掲) ○情報モラル教育推進事業 児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け啓発資料を作成・配布する。 【指標:ホームページアクセス数】</p> | <p>・児童生徒向け啓発資料を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に配布・公表。</p> | (情報モラル教育推進事業) 37,399千円の内数 | (情報モラル教育推進事業) 54,999千円の内数 | 拡充(情報モラル教育推進事業) | 文科 |

| | | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|--|------|
| (i) ○青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供する。 | インターネットトラブルの実例およびその予防法等について掲載する「インターネットトラブル事例集(2021年版)」を作成・公表した。2021年版では、カメラ機能で撮影する写真や動画に起因するトラブル、年齢に合ったネット利用環境等の新たな内容も盛り込んだ。 | | | | 総務 |
| (j) ○地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】 | 令和2年度は滋賀県、福岡県及び和歌山県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和2年度3回、参加者数：3会場合計約300人 | 5,285千円 | 5,628千円 | | 府 |
| (2)地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援 | | | | | |
| (a) ○「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」の活用により、違法有害情報対策に関する総合的な情報提供を実施 | インターネット上の違法・有害情報に関する現状やこれに対する官民の取組について、ポータルサイトを活用し、随時必要な情報提供を実施。 | | | | 官房IT |
| (b) ○ベストプラクティス等に係る情報共有・集約化を促進・支援する。 | ・内閣府のホームページにて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る都道府県等の取組を一覧で掲載している。 ・青少年のインターネット利用環境整備に係る関係府省庁、地方公共団体、関係団体等の取組を取りまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体等に配布するなどしている。 | | | | 府 |
| (3)地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援 | | | | | |
| (a) ○サイバー防犯ボランティア活動に関する課題や改善点、活動上の具体的留意事項、関係機関・団体との連携・支援が望まれる事項等を抽出・整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用するとともに、効果的な活動事例を紹介するなどして、サイバー防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進する。 【指標：サイバー防犯ボランティア団体数・活動員数】 | ・サイバー防犯ボランティア活動を促進するため、サイバー防犯ボランティア活動に関する基本的心得、具体的な活動方法をまとめた「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」及び初めてサイバー防犯ボランティア活動を行う際に最低限必要と思われる知識と技能を習得するための「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」等を活用し、活動実態と要望に沿った支援を推進するとともに、全国の効果的な活動事例を警察庁ウェブサイトで公開している。 ・令和2年12月31日時点で警察が把握しているサイバー防犯ボランティア団体数は262団体、活動員数は8,161人である。 | | | | 警察 |
| (b)(再掲) ○地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】 | 令和2年度は滋賀県、福岡県及び和歌山県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和2年度3回、参加者数：3会場合計約300人 | 5,285千円 | 5,628千円 | | 府 |
| (c) ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取り組みを充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。 | 地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域スタートアップ」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材養成講座を実施した。 【R2】8か所実施 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進) 37,625千円の内数 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数 | | 文科 |
| (4)インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進 | | | | | |
| (a) ○平成23年度に総務省が開発した青少年のインターネット・リテラシーを可視化する指標を踏まえ、青少年のインターネット・リテラシーの実態調査を行い、公表する取組を開始しており、この取組を今後も推進する。 | ・青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器(スマートフォン等)使用実態アンケートと併せて実施し、結果を分析・集計したものを「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(LIAS)」として平成24年度より毎年度公表している。 ・平成27年3月にはスマートフォンやSNSの急速な普及や端末の多様化などに伴う新たなインターネットリスクの発生などの環境変化を踏まえ、現在必要とされている青少年のインターネット・リテラシーの能力測定の精度向上を目的として、指標改修を実施。 ・令和2年度は全国74校、約12,499名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施。 | | 481,545千円の内数 | | 総務 |
| (b) ○青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、低年齢層の子供の保護者、青少年及びその保護者にそれぞれのフィルタリングソフトウェアの認知度・利用率や改善ニーズを調査し、実態を把握する。 | ・平成21年度以降、毎年度、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している。 ・平成30年度の調査からは、新たに0歳～9歳の低年齢層の子供の保護者を調査対象に加え、低年齢層の子供のインターネット利用実態の調査を行っている。 | 30,932千円 | 35,259千円 | | 府 |

| 3. 家庭における教育・啓発の推進 | | | | | |
|--|---|---|--------------------------------|--------------------------------|----------|
| (1) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援 | | | | | |
| (a) | ○保護者が子供の発達段階に応じてインターネット利用をコントロールできるよう、携帯電話事業者等の関係事業者による意見交換や保護者への周知啓発を促す。 | ・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の取組を通じて、保護者向けの啓発活動等を支援している。 ・各携帯電話事業者において、ネット安全教室等を開催し、親子間でのルール作りの必要性、フィルタリング、ペアレタルコントロール、携帯電話を使う際のトラブルの予防法等を啓発する取組を実施。 ・令和2年度実施の各社の携帯安全教室の実施回数は約7,600回。 | | | 総務 |
| (b) | ○全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】 | ・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。 | 1,999,955千円の内数 | 1,925,508千円の内数 | 経産 |
| (2) 「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援 | | | | | |
| (a) (再掲) | ○インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。 | ・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組を強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用DVDの作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進。 ・令和2年2月から3月にかけてのサイバーセキュリティ月間において、全国各地で広報啓発活動を重点的に推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和2年度に作成したインターネットに起因した犯罪被害防止のためのリーフレットを掲載した。 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | 警察 |
| (b) (再掲) | ○e-ネットキャラバンの実施 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施する。 【指標：実施件数、受講人数】 | ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引き下げ(小学5年→3年)及びフィルタリングについての説明に特化した講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 【指標：実施件数、受講人数】 平成30年度実施件数：2,529件、受講人数：約46万人 令和元年度実施件数：2,660件、受講人数：約52万人 令和2年度実施件数：1,208件、受講人数：約14万人 | 8,829千円の内数 | 481,545千円の内数 | 総務 文科 |
| (c) | ○地域における家庭教育支援基盤構築事業による学習機会の効果的な提供 就学時健診や保護者会、参観日など多くの親が集まる様々な機会を活用して青少年のスマートフォンやインターネットの適切な利用に関する啓発講座など家庭教育に関する学習機会の提供といった地域の取組を支援。 | ・家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座等が実施された。 ・2019年度「地域における家庭教育支援基盤構築事業」において家庭教育に関する学習講座の中で「インターネットや携帯電話等」に関する講座を実施した地方公共団体の実施割合は57.2%。 ・令和2年度「地域における家庭教育支援基盤構築事業」において家庭教育に関する学習講座の中で「インターネットや携帯電話等」に関する講座を実施した地方公共団体の実施割合は49.9%。 | 地域における家庭教育支援基盤構築事業 74,500千円 | 地域における家庭教育支援基盤構築事業 74,500千円 | 文科 |
| (d) (再掲) | ○全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】 | ・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。 | 1,999,955千円の内数 | 1,925,508千円の内数 | 経産 |

| | | | | | |
|--|--|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|----|
| (e) ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の周知に係る広報啓発 青少年インターネット環境整備法の趣旨及び目的等を周知するため、地方公共団体、関係事業者、保護者に対して、リーフレット等の広報資料を作成・配布するなどの広報啓発活動を実施する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】 | ・関係府省庁連名による保護者向け啓発資料を内閣府のホームページに掲載している。 ・令和3年1月、保護者向け啓発資料「ネット・スマホのある時代の子育て 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント(児童・生徒編)」を作成。 ・内閣府のホームページに「春のあんしんネット・新学期一斉行動」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に係る都道府県等の取組を一覧で掲載している。 ・青少年のインターネット利用環境整備に係る関係府省庁、地方公共団体、関係団体等の取組を取りまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体等に配布するなどしている。 | 2,961千円の内数 | 2,326千円の内数 | | 府 |
| (f)(再掲) ○情報モラル教育推進事業 児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け啓発資料を作成・配布する。 【指標：ホームページアクセス数】 | ・児童生徒向け啓発資料を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に配布・公表。 | (情報モラル教育推進事業) 37,399千円の内数 | (情報モラル教育推進事業) 54,999千円の内数 | 拡充(情報モラル教育推進事業) | 文科 |
| (g)(再掲) ○全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】 | ・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。 | 1,999,955千円の内数 | 1,925,508千円の内数 | | 経産 |
| (h)(再掲) ○メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を開発し普及を図る。 すでに小学校5,6年生を主な対象とする教材は開発し公開中 (http://www.soumu.go.jp/ict-media/) 【指標：アクセス数など利用状況がわかるもの】 | 「伸ばそうICTメディアリテラシー」において、学齢・使用者ごとのコンテンツを掲載し、情報提供を行っている。令和2年度平均月間トップページアクセス数(ページビュー)：589回/月 | | | | 総務 |
| (i) ○保護者に対する啓発資料等を作成し、普及啓発支援を実施する。 【指標：配布先(webでの配信を含む)】 | ・関係府省庁連名による保護者向け啓発資料を内閣府のホームページに掲載している。 ・令和3年1月、保護者向け啓発資料「ネット・スマホのある時代の子育て 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント(児童・生徒編)」を作成。 | 2,961千円の内数 | 2,326千円の内数 | | 府 |
| 4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等 | | | | | |
| (1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援 | | | | | |
| (a) ○子どもたちの情報活用能力の実態について把握し、情報活用能力の育成に関する指導の充実等を図るため、調査問題の作成、調査の実施、当該調査結果の分析、指導資料の作成等を行う。 | ・令和2年度に小・中・高等学校各20校程度を対象に予備調査を実施し、調査実施方法や問題の妥当性について検証した。検証結果を踏まえ令和3年度中に全国的な調査を実施する予定。 | (児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究) 54,869千円 | (児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究) 117,189千円 | 拡充(児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究) | 文科 |

| (2) インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進 | | | | | |
|--|---|----------------|----------------|--|----|
| <p>(a) ○総務省及び関係団体において、インターネット上のトラブルに対応するためのわかりやすいリーフレット等を作成し、保護者等への周知に努める。 【指標：配布総数と配布先(webでの配信を含む)】 ○低年齢層の子供向け教材開発・セミナー開催 低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上を図る等のため、教材開発・セミナー開催等を実施する。</p> | <p>・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会において、リテラシー向上のための普及啓発活動に関し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。 ・総務省が公表している「インターネットトラブル事例集」に関する普及啓発資料等を約5万部配布した。 ・多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする、春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して集中的に取組を展開している「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、総合通信局等における啓発活動等を行った。 ・低年齢層の子供におけるICTリテラシー向上等に資するため、低年齢層の子供の保護者向けに作成した教材やセミナー動画について、安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的とした総務省の新たなウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」に掲載した。</p> | | | | 総務 |
| <p>(b) (再掲) ○全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】</p> | <p>・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。</p> | 1,999,955千円の内数 | 1,925,508千円の内数 | | 経産 |
| <p>(c) ○現在、各携帯電話事業者等が自主的に取り組んでいるスマートフォンのフィルタリング等に関する普及啓発に向けた出張講座、販売時におけるフィルタリングに関するリーフレット作成等を支援する。</p> | <p>・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会において、リテラシー向上のための普及啓発活動に関し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。 ・一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会において、業界の自主的な取り組みとして、消費者保護と関係法令を遵守する旨や青少年利用環境整備に寄与する旨を自ら宣言した店舗について認定する「あんしんショップ認定制度」を実施。(令和3年3月末現在 5,367店舗を認定) ・多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする、春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に取組を展開している。令和2年度においても、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。 ・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。</p> | | | | 総務 |

| | | | | | |
|--|--|---------------|---------------|--|---------------|
| <p>(d) ○携帯電話やパソコン等インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施。</p> | <p>・内閣府を始め関係省庁では、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、地方自治体、関係団体、関係企業等と連携、協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。総務省は、その中で関係事業者にフィルタリングの説明等の徹底を要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。 ・総務省では、保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキヤランPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。 ・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきた家電量販店やメーカー等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やゲーム機メーカー等による自主的取組について協力・支援。</p> | | | | 府 総務 経産 |
| <p>(e) (再掲) ○平成23年度に総務省が開発した青少年のインターネット・リテラシーを可視化する指標を踏まえ、青少年のインターネット・リテラシーの実態調査を行い、公表する取組を開始しており、この取組を今後も推進する。</p> | <p>青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器(スマートフォン等)使用実態アンケートと併せて実施し、結果を分析・集計したものを「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)」として平成24年度より毎年度公表している。 平成27年3月にはスマートフォンやSNSの急速な普及や端末の多様化などに伴う新たなインターネットリスクの発生などの環境変化を踏まえ、現在必要とされている青少年のインターネット・リテラシーの能力測定の精度向上を目的として、指標改修を実施。 令和2年度は全国74校、約12,499名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施。</p> | | 481,545千円の内数 | | 総務 |
| <p>(f) (再掲) ○低年齢層の子供の保護者向け啓発資料の作成・配布 低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、ホームページにおける公開、自治体等を通じた保育園や認定こども園、子育て支援事業所等への配布、教育委員会等を通じた周知による幼稚園や家庭教育支援事業での活用等により、保護者への啓発を行う。【指標：配布先(webでの配信を含む)】</p> | <p>・内閣府では、令和3年1月、保護者向け啓発資料「ネット・スマホのある時代の子育て 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント(児童・生徒編)」を作成。 【配布先】 内閣府のホームページに公開、都道府県・指定都市青少年担当部局、教育委員会等 ・厚生労働省では、上記、低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を自治体及び関係団体を通じて、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健関係施設、児童館等の子育て支援関係施設に周知し、保護者への啓発を行った。</p> | 2,961千円の内数(府) | 2,326千円の内数(府) | | 府 文科 厚労 |
| <p>(g) (再掲) ○青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、低年齢層の子供の保護者、青少年及びその保護者にそれぞれのフィルタリングソフトウェアの認知度・利用率や改善ニーズを調査し、実態を把握する。</p> | <p>・平成21年度以降、毎年度、青少年及びその保護者を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している。 ・平成30年度の調査からは、新たに0歳～9歳の低年齢層の子供の保護者を調査対象に加え、低年齢層の子供のインターネット利用実態の調査を行っている。</p> | 30,932千円 | 35,259千円 | | 府 |

| 5. 国民運動の展開 | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|--|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進 | | | | | |
| | <p>(a) ○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の実施や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における集中的かつ効果的な活動などにより、インターネットの適切な利用及びフィルタリングの普及促進のための総合的な広報啓発等を継続的に実施する。 【指標：利用率】</p> | <p>・毎年7月に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、インターネット利用に係る子供の犯罪被害の防止を重点課題の一つに掲げ、推進している。 ・毎年11月に、有害環境への適切な対応を重点的な課題の一つとして、「子供・若者育成支援強調月間」を実施している。 ・警察庁から都道府県警察に対し、フィルタリングの利用促進を図るため、進学・進級時期の児童・保護者・教育関係者等に対する広報啓発活動の強化を指示。 ・警察庁と文部科学省が共同して性被害に遭う実際の事例や手口を紹介し、注意喚起を行うためのリーフレット「守りたい大切な自分大切な誰かへネットの落とし穴に踏み込まないで～」を作成し、両省庁のホームページに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等に周知した。 ・内閣府は、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開。内閣府のホームページに官民の取組を掲載するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等を実施している。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。 ・児童生徒・保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用のための啓発講座であるe-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)を実施。平成28年度より低年齢のネット利用に対応して対象学年の引下げ(小学5年→3年)及びフィルタリングの必要性等の説明を含む講座であるe-ネットキャラバンPlusを新設し実施。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。 【フィルタリングの利用率】 令和2年度調査結果：40.6%</p> | | 481,545千円の内数(総) | 府 警察 総務 法務 文科 経産 厚労 |

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|---------------|
| (2)インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援 | | | | | |
| (a) (再掲) ○スマートフォンが青少年にも普及・浸透する中、安心・安全な利用のために青少年や保護者が把握しておくべき情報の共有を促進するため、地域における関係者(自治体、学校関係者、事業者等)の連携体制を整備するとともに、関係機関等と連携し、青少年のリテラシー向上に取り組む。 【指標:開催イベント数等】 | <p>・高校生におけるスマートフォンの普及が目覚ましい状況を踏まえ、総合通信局等を地域の拠点として位置づけ、地域の関係者(自治体、教育委員会、高校校長会、高校PTA、地元有識者等)が相互に連携し推進体制を構築し、フォーラムなどの開催や草の根レベルでの周知啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>また、上記活動を展開する上で必要となる青少年/保護者への分かりやすい啓発素材を開発するため一般財団法人マルチメディア振興センターと連携し講座用教材を改訂する等、効果的な啓発活動を展開した。</p> <p>・多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする、春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に取組を展開している。内閣府は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」において、内閣府のホームページに官民の取組を掲載するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等を実施している。令和2年度において、総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編』を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。</p> | | | | 総務 経産 府 |
| 第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項 | | | | | |
| 1. 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底 | | | | | |
| (1)フィルタリングサービス提供義務・有効化措置義務の実施徹底 | | | | | |
| (a) ○関係事業者等と連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時におけるフィルタリング有効化措置義務を確実に実施することにより、フィルタリングの利用促進を図る。また、事業者団体等による保護者に向けた普及啓発活動を推進する。 【指標:フィルタリング等の利用率】 | <p>・総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」で「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を取りまとめたほか、関係事業者等と随時連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時におけるフィルタリング有効化措置義務等の実施に取り組んでいる。</p> <p>・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。</p> <p>・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編』を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。</p> <p>【フィルタリング等の利用率】 内閣府の令和2年度の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年におけるスマートフォンの利用率は40.6%となっている。一方、電気通信事業者協会(TCA)の調査によると、MNOのフィルタリング加入申込率は、2021年3月時点で74%となっている。</p> | | | | 総務 |
| (b) ○インターネット接続機器メーカーによるフィルタリングソフト・サービスを容易にする措置の履行を徹底させ、適用状況を把握することによって、フィルタリングの利用促進を図る。 【指標:機器ごとのフィルタリング対応状況】 | <p>・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和2年11月時点の調査結果は次のとおり。</p> <p>パソコン対象機種203機種のうち、フィルタリング対応機種は203機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV193機種のうち、フィルタリング対応機種は193機種。</p> | | | | 経産 |
| (c) ○プロバイダ連絡協議会等において、プロバイダに対して利用者に対するフィルタリング使用等の拡大を呼び掛ける。 | <p>・警察庁では、フィルタリングの機能向上に向け、関係機関に対して、児童の性的犯罪等被害に係る情報の定期的な提供を実施。都道府県警察において、プロバイダ連絡協議会等を通じて、プロバイダに対し、利用者等に対するフィルタリング使用の普及拡大を呼び掛ける。</p> | | | | 警察 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|----------|
| <p>(d) ○インターネットカフェを利用した犯罪を防止するため、インターネットカフェ事業者に対して、青少年の入店時の年齢確認やフィルタリング設定端末の整備、同端末への青少年の誘導等の措置を講じるよう働きかけを引き続き推進する。</p> | <p>都道府県警察にあっては、インターネットカフェ連絡協議会等を通じて、事業者に対して少年である可能性のある利用者の来店時における年齢確認やフィルタリング機能を付加した端末の整備、同端末を青少年に使用させるなどの措置を講じ、また、同端末が不足した場合には見通しの良い客席を使用させるとともに従業員を巡回させるよう働きかけを実施した。</p> | | | | 警察 |
| (2)保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底 | | | | | |
| <p>(a) ○携帯電話事業者等と連携して、契約締結者又は端末の使用者が18歳未満かどうかを確認する義務や、青少年が青少年有害情報を閲覧するおそれやフィルタリングの必要性等を説明する義務の実施を確実に実施することで、フィルタリングの利用促進を図る。 また、事業者団体等による保護者に向けた普及啓発活動を推進する。 【指標：フィルタリング等の利用率】</p> | <p>・関係事業者等と随時連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務等の実施に取り組んでいる。各携帯電話事業者において、安心安全に向けたリーフレットを配布するほか、フィルタリング普及啓発に向けたセミナーを開催し、親子間でのルール作りの必要性や携帯電話を扱う際のマナーやトラブルへの対処方法などを啓発する取組を実施。 ・令和2年度実施の各社の携帯安全教室の実施回数は約7,600回。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。 ・総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」の提言をうけ、平成29年3月より、各携帯電話事業者が個別に制作していたインターネット利用の危険性及びフィルタリングの必要性に関する店頭啓発素材の主要要素の共通化、フィルタリングサービスの名称及びアプリアイコンの統一を実施。 ・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。</p> | | | | 総務 経産 |
| <p>(b) ○インターネット接続機器メーカー等によるフィルタリングソフト・サービス利用の推進のための普及啓発活動等の自主的取組を支援していく。</p> | <p>・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。 ・OSのペアレンタルコントロール機能についての解説資料を教育委員会関連の説明会に提供する等、事業者による普及啓発活動の自主的取組を支援。 ・経済産業省では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、従来協力を得てきた家電量販店やメーカー等の事業者・事業者団体に対し、青少年をめぐるインターネット利用環境に係る現状や課題について説明するとともに、普及啓発等に向けて協力要請を実施。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発など、OS事業者やゲームメーカー等による自主的取組について協力・支援。</p> | | | | 経産 |

| | | | | | |
|--|---|--------------|--|--|----|
| (3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及 | | | | | |
| (a) ○インターネット接続機器メーカーによるフィルタリングソフト・サービスの提供を徹底させ、その履行状況を把握することによって、基準の普及とともにフィルタリングの利用促進を図る。 | ・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和2年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種203機種のうち、フィルタリング対応機種は203機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV193機種のうち、フィルタリング対応機種は193機種。 | | | | 経産 |
| 2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進 | | | | | |
| (1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組 | | | | | |
| (a) ○関係事業者による容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する。 | ・携帯電話事業者、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等と随時連携し、保護者によるフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信の促進等に取り組んでいる。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性の説明を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 | | | | 総務 |
| (b) ○スマートフォンの青少年利用が進む中で、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むよう関係事業者への積極的な働きかけを行う。 | ・総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」(第10回、第11回及び第12回)を開催し、フィルタリングのユーザー利便の向上等に関する議論を行った。 | | | | 総務 |
| (c) ○スマートフォンの青少年利用が進む中で、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むようインターネット接続機器の製造事業者及びOS開発事業者への支援を行う。 | ・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和2年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種203機種のうち、フィルタリング対応機種は203機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV193機種のうち、フィルタリング対応機種は193機種。 | | | | 経産 |
| (2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援 | | | | | |
| (a) ○民間事業者等と連携して、必要な情報の提供をフィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援するとともに、関係事業者によるフィルタリングのカスタマイズ機能の提供等青少年の発達段階に応じた多様なフィルタリングの開発に向けた取組を推進する。 | ・携帯電話事業者、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等と随時連携し、保護者によるフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信の促進等に取り組んでいる。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 | 481,545千円の内数 | | | 総務 |
| (b) ○現在、各携帯電話事業者等が自主的に取り組んでいるスマートフォンのフィルタリング等に関する普及啓発に向けた出張講座、販売時におけるフィルタリングに関するリーフレット作成等を支援する。 | ・各携帯電話事業者において、ネット安全教室やフィルタリング普及啓発に向けたセミナーを開催し、親子間でのルール作りの必要性やペアレンタルコントロール等携帯電話を扱う際のマナーやトラブルへの対処方法などを啓発する取組を実施。講座実施時に関連リーフレット等を配布。令和2年度実施の各社の携帯安全教室の実施回数は約7,600回。 | | | | 総務 |
| (c) ○インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報された情報のURL情報をフィルタリング事業者等へ提供。 | 一般のインターネット利用者からインターネット・ホットラインセンターに通報された情報をフィルタリング事業者等へ提供した。 | | | | 警察 |

| | | | | | |
|------------------------------------|---|--|--|--|---------------------------------|
| (3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応 | | | | | |
| | (a) (再掲) ○新たなインターネット接続機器が販売される場合に、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むよう関係事業者へ働きかけを行う。 | ・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和2年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種203機種のうち、フィルタリング対応機種は203機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV193機種のうち、フィルタリング対応機種は193機種。 | | | 経産 |
| 3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等 | | | | | |
| | (a) (再掲) ○進学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の連携の下、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行う。 【指標：フィルタリングの利用率】 | ・毎年7月に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」では、インターネット利用に係る子供の犯罪被害の防止を重点課題の一つに掲げ、推進している。 ・毎年11月に、有害環境への適切な対応を重点的な課題の一つとして、「子供・若者育成支援強調月間」を実施している。 ・警察庁から都道府県警察に対し、フィルタリングの利用促進を図るため、進学・進級時期の児童・保護者・教育関係者等に対する広報啓発活動の強化を指示。 ・警察庁と文部科学省が共同して性被害に遭う実際の事例や手口を紹介し、注意喚起を行うためのリーフレット「守りたい大切な自分大切な誰か～ネットの落とし穴に踏み込まないで～」を作成し、両省庁のホームページに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等に周知した。 ・内閣府は、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開。内閣府のホームページに官民の取組を掲載するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等を実施している。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。 ・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。 【フィルタリングの利用率】 令和2年度調査結果：40.6% | | | 府 警察 消費 総務 文科 経産 |

(b)
○青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動の地方公共団体等との連携

| | | | | |
|--|----------------|------------------------------------|--------------------------------------|----|
| <p>・令和2年度は滋賀県、福岡県及び和歌山県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和2年度3回、参加者数：3会場合計約300人</p> | 5,285千円 | 5,628千円 | | 府 |
| <p>・警察庁から都道府県警察に対し、スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組として、関係機関・団体等と連携した効果的な施策の推進を指示しており、都道府県警察においては、スマートフォンの普及に伴い知事部局や教育委員会等と連携し、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動の実施、普及促進キャンペーン等の開催、アンケート調査の実施等創意工夫を凝らした効果的な活動を推進している。 ・都道府県警察において、令和2年中に、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を約20,000回（保護者約190,000人、児童・生徒約1,760,000人）開催している。</p> | 490千円 | 490千円 | | 警察 |
| <p>・一般社団法人安心ネットづくり促進協議会において、地方公共団体、NPO、携帯事業者等による保護者向けの啓発活動、機能限定携帯の普及活動を支援している。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。</p> | | 481,545千円の内数 | | 総務 |
| <p>・令和3年2月にネット安全安心全国推進フォーラムをオンラインで開催した。 （LIVE配信約200名、アーカイブ資料696回） ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域スタートアップ」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材養成講座を実施した。 【R2】8か所で実施 ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 ○ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる有用度・理解度は全会場で90%以上となった。 【R2：3か所で実施】栃木県（オンライン開催：視聴回数2,584回）、岡山県（75名）及び神奈川県（オンライン開催：視聴回数887回）</p> | | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進) 37,625千円の内数 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数 | 文科 |
| <p>・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。</p> | 1,999,955千円の内数 | 1,925,508千円の内数 | | 経産 |

| | | | | | |
|---|--|-------------|-------------|--|---------------|
| <p>(c) (再掲) ○携帯電話やパソコン等インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施</p> | <p>・内閣府を始め関係省庁では、多くの青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、地方自治体、関係団体、関係企業等と連携、協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開。 ・2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を官民協力して実施してきた。また、総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービズ『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。総務省は、その中で関係事業者にはフィルタリングの説明等を徹底要請するとともに、保護者にもフィルタリングの管理の徹底等を要請。また、総合通信局等を中心に関係団体と協力して、リーフレット等の配布及び地元メディアへの取材対応等の周知啓発を実施。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・経済産業省では、情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に利用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。また、警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。</p> | | | | 府 総務 経産 |
| 4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究 | | | | | |
| <p>(a) (再掲) ○青少年のインターネット利用環境実態調査 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、低年齢層の子供の保護者、青少年及びその保護者にそれぞれのフィルタリングソフトウェアの認知度・利用率や改善ニーズを調査し、実態を把握する。</p> | <p>・内閣府では、平成21年度以降、毎年度、青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施している。 ・平成30年度調査からは、新たに0歳～9歳の低年齢層の子供の保護者を調査対象に加え、低年齢層の子供のインターネット利用実態の調査を行っている。 ・総務省は、青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器(スマートフォン等)使用実態アンケートと併せて実施した結果を分析し「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)」として平成24年度より毎年度公表している。 平成27年3月には青少年を取り巻くインターネット環境の変化に対応すべく、同指標を改修。また、令和2年度は全国74校、約12,499名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施。</p> | 30,932千円(府) | 35,259千円(府) | | 府 総務 経産 |
| 第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項 | | | | | |
| 1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援 | | | | | |
| <p>(a) (再掲) ○スマートフォンが青少年にも普及・浸透する中、安心・安全な利用のために青少年や保護者が把握しておくべき情報の共有を促進するため、地域における関係者(自治体、学校関係者、事業者等)の連携体制を整備するとともに、関係機関等とも連携し、青少年のリテラシー向上に取り組む。 【指標:開催地域、開催回数】</p> | <p>高校生におけるスマートフォンの普及が目覚ましい状況を踏まえ、総合通信局等を地域の拠点として位置づけ、地域の関係者(自治体、教育委員会、高校校長会、高校PTA、地元有識者等)が相互に連携し推進体制を構築し、全国各地においてフォーラムなどの開催や草の根レベルでの周知啓発活動に取り組んでいる。</p> | | | | 総務 |

| | | | | | |
|--|---|--|--|------------------------|-----------|
| <p>(b) (再掲) ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体など関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催する。 ・スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取り組みを充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。 ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムなどを開催する。 【指標：アンケートによる理解度】</p> | <p>・令和3年2月にネット安全安心全国推進フォーラムをオンラインで開催した。(LIVE配信約200名、アーカイブ資料696回) ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域スタートアップ」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材養成講座を実施した。 【R2】8か所で実施 ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 ○ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる有用度・理解度は全会場で90%以上となった。 【R2：3か所で実施】栃木県(オンライン開催：視聴回数2,584回)、岡山県(75名)及び神奈川県(オンライン開催：視聴回数887回)</p> | <p>(青少年を取り巻く有害環境対策の推進) 37,625千円の内数</p> | <p>(青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数</p> | | <p>文科</p> |
| <p>(c) (再掲) ○メディアの健全な利用に必要なメディアリテラシーを向上するため教材等(指導方法や必要な情報を収録したガイドブックを含む)を開発し普及を図る。 すでに小学校5、6年生を主な対象とする教材は開発し公開中 (http://www.soumu.go.jp/ict-media/) 【指標：アクセス数など利用状況がわかるもの】</p> | <p>「伸ばそうICTメディアリテラシー」において、年齢・使用者ごとのコンテンツを掲載し、情報提供を行っている。令和2年度平均月間トップページアクセス数(ページビュー)：589回/月</p> | | | | <p>総務</p> |
| <p>(d) (再掲) ○情報モラル教育推進事業 児童生徒が携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため・児童生徒向け啓発資料を作成・配布する。 【指標：ホームページアクセス数】</p> | <p>・児童生徒向け啓発資料を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に配布・公表。</p> | <p>(情報モラル教育推進事業) 37,399千円の内数</p> | <p>(情報モラル教育推進事業) 54,999千円の内数</p> | <p>拡充(情報モラル教育推進事業)</p> | <p>文科</p> |
| <p>(e) (再掲) ○地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】</p> | <p>・令和2年度は滋賀県、福岡県及び和歌山県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和2年度3回、参加者数：3会場合計約300人</p> | <p>5,285千円</p> | <p>5,628千円</p> | | <p>府</p> |
| <p>(f) (再掲) ○サイバー防犯ボランティア活動に関する課題や改善点、活動上の具体的留意事項、関係機関・団体との連携・支援が望まれる事項等を抽出・整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用するとともに、効果的な活動事例を紹介するなどして、サイバー防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進する。 【指標：サイバー防犯ボランティア団体数・活動員数】</p> | <p>・サイバー防犯ボランティア活動を促進するため、サイバー防犯ボランティア活動に関する基本的な心得、具体的な活動方法等をまとめた「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」及び初めてサイバー防犯ボランティア活動を行う際に最低限必要と思われる知識と技能を習得するための「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」等を活用し、活動実態と要望に沿った支援を推進するとともに、全国の効果的な活動事例を警察庁ウェブサイトで公開している。 ・令和2年12月31日時点で警察が把握しているサイバー防犯ボランティア団体数は262団体、活動員数は8,161人である。</p> | | | | <p>警察</p> |
| <p>(g) (再掲) ○全国のNPO等と連携し、警察庁等の協力の下、実施している「インターネット安全教室」を開催。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。 【指標：実施回数、受講人数】</p> | <p>・情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的で、学校での授業、各種セミナーや研修等に活用できるよう、インターネット安全教室での指導用の教材及び教材の講義要領を無料でインターネット上に公開。 ・警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。 ・青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象とした「教育関係者向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で53回開催。 ・学生や保護者など、学校、家庭におけるインターネット利用者を対象とした「一般向けインターネット安全教室」を、令和2年度には全国で71回開催。</p> | <p>1,999,955千円の内数</p> | <p>1,925,508千円の内数</p> | | <p>経産</p> |

| 2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援 | | | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------|
| (1) モデル約款策定等の体制整備の支援 | | | | | | |
| (a) | ○個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他サービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備等の取組を支援する。 | ・「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」など、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援している。また、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会に引き続きオブザーバとして参加し、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援している。 ・また、違法・有害情報相談センターを平成21年8月から設置している。同センターでは、平成29年12月より、相談のうち青少年の権利を侵害することが明らかな事案について、予め協力を取り付けた事業者への情報提供を行う取組を運用している。 | 474,717千円の内数 | 473,126千円の内数 | | 総務 |
| (b) | ○自殺誘引等情報の書き込みの禁止等について、関係事業者の利用規約等による対応及び利用者への注意喚起などの促進を図る。 | 事業者団体に対して、加盟事業者へ自殺の誘引情報等への対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体自らにおいても必要な措置を講ずることについて、平成29年に要請を行い、平成30年及び令和元年度にフォローアップを行った。事業者団体によれば、令和元年2月時点では、自殺の誘引情報等の書き込み禁止を利用規約等に明記・運用する取組みに関し、特段の問題等は出てきていないとの回答が示された。 また、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の適切な運用を継続的に支援している。 | | | | 総務 |
| (2) 効率的かつ円滑な活動実現のための支援 | | | | | | |
| (a) | ○事業等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。 | 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」に出席するなど、同協議会での青少年のインターネット利用環境整備に係る議論に寄与した。 | | | | 総務 |
| 3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援 | | | | | | |
| (a) | ○青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援 インターネットを利用して少年に対するサポート活動を行っているサイバーボランティアに対する支援を行う。 | 警察では、必要に応じ、(公社)全国少年警察ボランティア協会が行う「インターネット利用による少年サポート活動」の効果的な推進について協力している。また、都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等も行ってきている。 | 2,481千円 | 2,481千円 | | 警察 |
| (b) (再掲) | ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取り組みを充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。 | 地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域スタートアップ」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材養成講座を実施した。 【R2】8か所で実施 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進) 37,625千円の内数 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数 | | 文科 |
| 4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援 | | | | | | |
| (a) | ○産学の自主的な取組及び啓発活動を推進する組織として、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の活動の強化を推進する。 【指標：地域別取組み、セミナー等実施回数】 | 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等が構成団体となり主催する「高校生ICT conference」(※)を、内閣府等が共催した。 (※)ICT活用の在り方等について、高校生が自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表するイベントである。 | | | | 総務 経産 府 文科 |

| 第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項 | | | | | | |
|---|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|---|----|
| 1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進 | | | | | | |
| (1) SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の推進 | | | | | | |
| | (a) ○SNS事業者に対する青少年被害防止対策に向けた働き掛けの実施 | ・SNSを運営する24事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護ワーキンググループにおいて、参加事業者間の情報共有、調査研究及び広報啓発等の自主的な児童被害防止対策を推進した。 ・警察庁も月1回開催される同機構主催の会議に積極的に参画し、児童被害の事例や被害の傾向等に関する情報提供を実施した。 | | | | 警察 |
| (2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進 | | | | | | |
| | (a) ○出会い系サイト上の禁止誘引行為、インターネット上の児童ポルノ事犯等サイバー犯罪の取締りを推進 【指標：サイバー犯罪の検挙件数】 | 出会い系サイト規制法違反等のサイバー犯罪の取締りを推進した。令和2年中のサイバー犯罪の検挙件数のうち、出会い系サイト規制法違反は52件(前年比-21.2%)、児童ポルノ事犯は1,438件(前年比-8.7%)であった。 | | | | 警察 |
| | (b) ○サイバー犯罪の取締り体制を強化 | 違法情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式(※)」を推進し、サイバー犯罪の効率的な取締り体制を強化した。 (※)インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報された違法情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式。 | | | | 警察 |
| | (c) ○サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現 | 検察当局においては、サイバー犯罪等に適切に対処するために行われた法改正も踏まえ、この種犯罪への検察官等の知識教養の習得向上や、改正刑法、刑事法等の適切な運用に努めている。 | 3,013千円 | 3,013千円 | | 法務 |
| (3) サイバー補導の推進 | | | | | | |
| | (a) ○インターネットの利用に起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図るため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意、助言等を行うサイバー補導を推進する。 | ・SNS上の児童の性被害に繋がるおそれのある不適切な書き込みに対して広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を実施。 ・SNSに起因する児童の性被害防止のための広報啓発活動の効果的な実施に係る調査研究を実施した。 | 4,337千円 | | - | 警察 |
| (4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進 | | | | | | |
| | (a) ○インターネットの利用に起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図るため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意、助言等を行うサイバー補導を推進する。 | ・SNS上の児童の性被害に繋がるおそれのある不適切な書き込みに対して広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止することに重点を置いた広報啓発活動を実施。 ・SNSに起因する児童の性被害防止のための広報啓発活動の効果的な実施に係る調査研究を実施した。 | 4,337千円 | | - | 警察 |
| | (b) ○「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。 | ・「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進し、その取組状況を取りまとめ、公表した。 | | | | 警察 |
| | (c)(再掲) ○インターネットの適切な利用に関する啓発活動 非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、インターネットの利用に起因した青少年の犯罪被害状況等の情報提供を行うなど、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進する。 | ・警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組みを強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、インターネットに起因した犯罪の被害・非行状況及びその防止対策等について、講演の実施や啓発用DVDの作成・視聴、リーフレットの配布等による広報啓発活動を推進。 ・令和2年2月から3月にかけてのサイバーセキュリティ月間において、全国各地で広報啓発活動を重点的に推進した。 ・警察庁ウェブサイトにおいて、令和2年度に作成したインターネットに起因した犯罪被害防止のためのリーフレットを掲載した。 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | (リーフレット作成等) 3,144千円 | | 警察 |
| | (d) ○インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の児童ポルノの削除依頼等の取組を推進する。 【指標：インターネット・ホットラインセンターの統計】 | ・インターネット・ホットラインセンターにおいて、サイト管理者等に対して児童ポルノ公然陳列に該当する違法情報について削除依頼等を実施した。令和2年上半年における児童ポルノ公然陳列に該当する違法情報の削除依頼件数は125件であった。 | インターネット・ホットラインセンター業務等委託 127,933千円 | インターネット・ホットラインセンター業務等委託 125,416千円 | | 警察 |

| | | | | | |
|---|---|---|--|------------------------|-----------|
| <p>(e) (再掲) ○情報モラル教育推進事業 児童生徒の情報モラルの向上・ICTの適切な利活用の推進のため、 ・情報モラル教育啓発リーフレットの作成・配布 ・情報モラルに関する教員向け指導資料等の充実 ・情報モラル教育の指導に関するセミナーを実施する。</p> <p>○教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業) 都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行う。</p> | <p>・児童生徒向け啓発資料を作成し、全国の教育委員会、小・中・高等学校等に配布・公表。 ・平成26年度より、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を引き続き行っている。</p> | <p>(情報モラル教育推進事業) 37,399千円の内数</p> <p>・インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援 (1/3補助事業) 1,727千円の内数</p> | <p>(情報モラル教育推進事業) 54,999千円の内数 ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応する体制を構築するため、学校ネットパトロール等への支援 (1/3補助事業) 1,727千円の内数</p> | <p>拡充(情報モラル教育推進事業)</p> | <p>文科</p> |
| <p>(f) (再掲) ○関係事業者等と連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務を確実に実施することにより、フィルタリングの利用促進を図る。また、事業者団体等による保護者に向けた普及啓発活動を推進する。 【指標:フィルタリング等の利用率】</p> | <p>・総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」で「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を取りまとめたほか、関係事業者等と連携し、フィルタリングサービスの提供義務及びスマートフォンを含む携帯電話販売時等におけるフィルタリング有効化措置義務等の実施に取り組んでいる。 ・保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの必要性等の説明を含む学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を、情報通信分野の事業者等と協力して全国で開催。令和2年度より、オンラインで受講できる等の受講方法の選択肢を拡大した。 ・総務省は、出版業界及び携帯通信事業者等と協力し、青少年フィルタリングを通じて、海賊版対策にも資する普及啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成し、総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の通信サービスの販売店の店頭、青少年への普及啓発の現場等においてこの動画を活用・紹介。</p> <p>【フィルタリング等の利用率】 内閣府の令和2年度の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年におけるスマートフォンの利用率は40.6%となっている。一方、電気通信事業者協会(TCA)の調査によると、MNOのフィルタリング加入申出率は、2021年3月時点で74%となっている。</p> | | <p>481,545千円の内数</p> | | <p>総務</p> |
| <p>(g) (再掲) ○新たなインターネット接続機器が販売される場合に、青少年保護・バイ・デザインの考え方を踏まえた取組が進むよう関係事業者へ働きかけを行う。</p> | <p>・平成24年度以降、毎年5月と11月に事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査を実施。当該調査結果及び青少年の機器のインターネット利用状況調査に基づき、望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進めるとともに、フィルタリング等の利用を促進。令和2年11月時点の調査結果は次のとおり。 パソコン対象機種203機種のうち、フィルタリング対応機種は203機種。 インターネット接続により外部サイト閲覧可能TV193機種のうち、フィルタリング対応機種は193機種。</p> | | | | <p>経産</p> |
| <p>(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進</p> | | | | | |
| <p>(a) ○サイバー犯罪の被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた事業者等との良好な協力関係の構築を一層推進</p> | <p>警察においては、サイバー防犯ボランティア等とサイバー犯罪の被害実態等の情報を共有するなど、良好な関係の構築により、サイバー犯罪の取締りや被害の拡大防止対策を推進した。</p> | | | | <p>警察</p> |

| 2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進 | | | | | |
|--|---|---|---|--|----|
| (1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等 | | | | | |
| (a) ○インターネット上に違法情報等が多数存在していることから、インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法情報等の削除依頼を推進する。自殺誘引等情報については、サイバーパトロール業務の民間委託により把握を強化するとともに、インターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。 【指標：インターネット・ホットラインセンターの統計】 | ・インターネット・ホットラインセンターにおいて、違法情報等に関する通報を受理し、サイト管理者等に対して削除依頼を実施するなど、違法情報等の削除依頼を推進した。令和2年上半年における違法情報等の削除依頼件数は、716件であった。 ・インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報するサイバーパトロール業務を民間委託により実施した。令和2年上半年において、サイバーパトロール事業者からの通報に基づくインターネット・ホットラインセンターによる削除依頼件数は、2,613件であった。 | インターネット・ホットラインセンター業務委託 127,933千円 | インターネット・ホットラインセンター業務等委託 125,416千円 | | 警察 |
| (2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援 | | | | | |
| (a) ○地方連携フォーラムやシンポジウムの開催を通じ、事業者及び民間団体によるインターネット上の違法情報等の閲覧防止策等を支援する。 | ・令和2年7月に、「インターネット利用に係る性被害等から子供を守るために～スマホ時代の保護者へ～」をテーマとする青少年の非行・被害防止対策リモートパネルディスカッションを開催した。 ・令和2年度は滋賀県、福岡県及び和歌山県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。(参加者数：3会場合計約300人) | (青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム関係) 2,961千円の内数 (青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム関係) 5,285千円 | (青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム関係) 2,326千円の内数 (青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム関係) 5,629千円 | | 府 |
| (b) ○アドレスリストの迅速な作成・提供等実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境を整備するとともに、ISPIによる実効性のあるブロッキングの自主的導入を促進する。 | 児童ポルノサイトのブロッキングは、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが必要であり、プロバイダ等による自主的な導入・運用を支援。 | | | | 総務 |
| (c) 「一般社団法人安心ネットづくり促進協議会」等、民間における取組を、関係府省庁とともに支援する。 | ・経済産業省では、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等の関係団体における検討事項について参画・支援。 | | | | 経産 |

| 3. 青少年への名誉棄損・プライバシー侵害等への対策の推進 | | | | | |
|---|--|---|------------------------------------|------------------------------------|--------|
| (1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応 | | | | | |
| (a) | ○名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話「子どもの人権110番」による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター(便箋兼封筒)」の配布、インターネットによる相談の受付(SOS-eメール)などの対策を推進。 | 青少年等からのものを含むインターネット上の人権侵害情報に係る相談件数:平成30年 6,538件、平成31及び令和元年 6,735件、令和2年 7,391件 | 3,516,958千円(令和2年度人権擁護関係予算)の内数 | 3,552,024千円(令和3年度人権擁護関係予算)の内数 | 法務 |
| (b) | ○学校の総合的な学習の時間などを利用して人権擁護委員が中心となって、人権の大切さを子どもたちと考える「人権教室」や「インターネットと人権」をテーマにした人権シンポジウムの開催等、各種啓発事業を通じて、インターネットの適正な利用についての啓発活動を推進する。 インターネット上で、人権相談窓口や救済手続の案内を目的としたバナー広告を掲載する取組等(自殺につながる用語の検索を行った場合の相談窓口の表示を含む。)、人権相談窓口や救済手続についての周知広報と、人権相談窓口への誘導強化を推進する。 | ・主として中学生を対象に、全国各地において、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施したほか、インターネットの正しい利用を呼びかけるとともに、人権侵害に関する相談窓口等を広く周知するため、インターネット広告を実施した。 ・令和2年7月に、「#No Heart No SNS」をスローガンとした、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、相談窓口等の周知・広報を行った。 ・令和3年3月に、誰もが他人を傷つせず、安心・安全にインターネットを利用するためにどうしたら良いかを学び、気づきを促すことを目的としたシンポジウム、「インターネットと人権・オンラインフォーラム～心ない投稿・コメントで人を傷つけないために～」を開催した。 | 3,516,958千円(令和2年度人権擁護関係予算)の内数 | 3,552,024千円(令和3年度人権擁護関係予算)の内数 | 法務 |
| (2) インターネット上の名誉棄損・プライバシー侵害への対応 | | | | | |
| (a) | ○名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、人権侵害情報による被害の回復を被害者自ら図ることが困難な場合は、表現の自由に配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に基づき、法務省の人権擁護機関がプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請。 | 法務省の人権擁護機関がプロバイダ等に対し、情報の削除を要請した件数:平成30年 419件、平成31年及び令和元年 395件、令和2年 578件 | | | 法務 |
| 4. 迷惑メール対策の推進 | | | | | |
| (1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施 | | | | | |
| (a) | ○平成20年に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)」及び「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」を改正し、特定電子メール及び迷惑広告メールに対するオプトイン規制を導入し、罰則の強化を図るなど、法の実効性強化に取組んだところ。同改正法に基づく執行を着実に進める。 【指標:特定電子メール法に基づく行政処分等の実績】 | 特定電子メール法違反が疑われる送信者に対する警告メール(行政指導)を約7,000件送信した。また、約5,200件の同法違反のメールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、送信元プロバイダにおいて迷惑メール送信回線の利用停止措置を講ずる等の自主的な取組を促した。 | (特定電子メール法の執行分) 474,717千円の内数(総務) | (特定電子メール法の執行分) 473,126千円の内数(総務) | 総務消費経産 |
| (b) | ○迷惑メール対策を行う民間部門とも連携の上、迷惑メール対策推進協議会の活動を通じ、迷惑メール対策に係る最新情報の共有、対応方策の検討、対外的な情報提供等を進める。 【指標:迷惑メール対策に係る周知啓発用資料の作成及び公表等の実績】 | 迷惑メール対策推進協議会において、令和2年9月に、「迷惑メール白書2020」を作成し、公表した。また、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表している。 | 474,717千円の内数 | 473,126千円の内数 | 総務 |
| (2) 国際連携の推進 | | | | | |
| (a) | ○海外から発信される迷惑メールへの対策強化が図られた特定電子メール法の平成20年改正も踏まえ、多国間・二国間の場を用いることにより、各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面での連携を図る。 【指標:外国執行当局等との情報交換等の実施実績】 | ・多国間・二国間の場で迷惑メール対策に関する情報交換を行った。また、外国執行当局に対し、迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど、執行面での連携を図った。 | | | 総務 |
| (3) チェーンメール対策の周知啓発 | | | | | |
| (a) | ○多くの青少年が受け取っているチェーンメールについては、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法の周知啓発を実施 【指標:チェーンメール対策に係る周知啓発用資料の作成及び公表等の実績】 | 迷惑メール相談センターを中心にチェーンメール対策パンフレットである「撃退!チェーンメール」の内容を見直したうえで配布するなどの周知啓発を実施した。 | | | 総務 |

| | | | | | |
|--------------------------------|---|---|------------------------------------|--------------------------------------|----|
| 5. 国内外における調査 | | | | | |
| (1) 有害情報の社会的影響の調査 | | | | | |
| | (a) ○事業者等における、インターネット利用が青少年に与える影響に関する調査等を行っている。 | 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」において、青少年のインターネット利用環境整備に係る議論を行った。 | | | 総務 |
| (2) 諸外国の取組の調査 | | | | | |
| | (a) ○諸外国におけるインターネット上の違法・有害情報等の現状、関連の法制度、民間による自主的取組等について調査を実施する。 | 令和元年度にフランスにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施しており、引き続き、諸外国の現状、取組等について調査を行うこととしている。 | — | 7,284千円の内数 | 府 |
| 第6 推進体制等 | | | | | |
| 1. 国における推進体制 | | | | | |
| | (a) ○「子ども・若者育成支援推進本部会議」等の実施による関係省庁の連携強化【指標：本部及び課長会議の開催回数】 | 令和2年12月に青少年インターネット環境整備推進課長会議を開催した。 | | | 府 |
| 2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制 | | | | | |
| | (a) (再掲) ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 青少年を取り巻く有害環境対策として、 ・全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体など関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催する。 ・スマートフォンなど日々進化して急速に普及していくネット環境に対応するため、学校・家庭・地域が連携した先進的な取り組みを充実させ、地域における有害情報対策を推進する事業を実施する。 ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムなどを開催する。 【指標：アンケートによる理解度】 | ・令和3年2月にネット安全安心全国推進フォーラムをオンラインで開催した。(LIVE配信約200名、アーカイブ資料696回) ・地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域スタートアップ」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材養成講座を実施した。 【R2】8か所実施 ・地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウム等を開催した。 ○ネットモラルキャラバン隊のアンケートによる有用度・理解度は全会場で90%以上となった。 【R2：3か所実施】栃木県(オンライン開催：視聴回数2,584回)、岡山県(75名)及び神奈川県(オンライン開催：視聴回数887回) | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進) 37,625千円の内数 | (青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業) 24,567千円の内数 | 文科 |
| | (b) (再掲) ○都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議等を通じた地方公共団体への必要な情報提供 【指標：会議の開催回数、文書発出件数】 | 令和3年1月、都道府県・指定都市青少年行政主管課長に対して、関係府省庁連名で「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における、重点的な普及啓発活動の依頼を行った。 | | | 府 |
| | (c) (再掲) ○地域における教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるよう、フォーラム等の開催を通じた地方連携体制支援を進める。 【指標：フォーラム等の開催数、参加者数】 | 令和2年度は滋賀県、福岡県及び和歌山県において、国・地方公共団体・民間団体が連携して「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催した。 【フォーラム等の開催数】 令和2年度3回、参加者数：3会場合計約300人 | 5,285千円 | 5,628千円 | 府 |

| 3. 国際的な連携の促進 | | | | | |
|--|--|---------|---------|--|---------------|
| (a) ○OECDオンライン上の青少年保護勧告にも規定されているリテラシー指標の取組をすすめ、国内のリテラシー向上に役立てると共に、指標開発の国内取組を海外に向けて発信することで国際的な取組に協力する。 | 平成24年2月に勧告化された「インターネット上の青少年の保護に関する理事会勧告」を踏まえ、青少年がインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するためのテストを開発し、青少年の情報通信機器(スマートフォン等)使用実態アンケートと併せて実施し、結果を分析・集計したものを「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)」として平成24年度より毎年度公表している。令和2年度は全国74校、約12,499名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施。 上記ILASの取組を含め、各種国際会議や政策対話等を通し、我が国の取組状況について情報発信を行ってきた。平成30年度は、OECDのワークショップにおいて、青少年のインターネット・リテラシーの実態調査等の取組について説明を行った。 | | | | 府 総務 経産 |
| (b) ○各国との対話を通じて青少年インターネット環境整備に関する基本的な認識を共有する。 【指標:国際会議等対応状況】 | 各種国際会議や政策対話等を通し、我が国の取組状況について情報発信を行ってきた。平成30年度に、OECDのワークショップにおいて、青少年のインターネット・リテラシーの実態調査等の取組について説明を行った。 | | | | 総務 |
| 4. 基本計画の見直し等 | | | | | |
| (a) ○毎年、基本計画の取組状況についてフォローアップを実施するとともに、基本計画の見直し等に向け、法施行状況等の検討を実施する。 【指標:検討会の開催件数、提言発出数】 | ・毎年度、基本計画の推進状況についてフォローアップを実施 ・令和2年度は「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計5回開催した。 第45回(R2.4)、第46回(R2.7)、第47回(R2.10)、第48回(R2.12)及び第49回(R3.3) ・令和2年12月10日、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」を公表した。 【検討会の開催件数、提言発出数】 令和2年度 検討会の開催件数:5回、提言発出数:1 | 2,027千円 | 2,044千円 | | 府 |